

リニアやまなしビジョン推進本部設置要綱

(設置)

第1条 リニアやまなしビジョンの具体化に向けて、オール県庁で施策を総合的かつ計画的に推進するため、リニアやまなしビジョン推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部会議及び幹事会をもって構成する。

(本部の構成)

第3条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長はリニア交通局長をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、次の事項を所掌する。

- (1) リニアやまなしビジョンの推進に係る基本的な事項の協議及び決定に関すること
- (2) リニアやまなしビジョンの推進に係る施策の総合調整に関すること
- (3) リニア中央新幹線の建設促進及びリニア中央新幹線を活かした県土づくりに係る施策の総合調整に関すること
- (4) その他必要と認められる事項に関すること

2 本部会議の構成員は、本部長及び別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 知事政策局次長、政策参事、戦略広報監、参与及び財政課長は、幹事として出席するものとする。

4 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

5 本部長に事故があるときは、あらかじめ指定されたところにより、本部長代理がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本部会議から指示された事項の調査・検討に関すること
- (2) リニアやまなしビジョンの推進に係る施策・事業の調整に関すること。

2 幹事会の構成員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会に議長を置き、リニア交通局次長をもって充てる。

4 幹事会は議長が招集し、掌理する。

(専門部会)

第6条 特別な事項又は専門的な事項を調査・検討するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員、職務その他必要な事項は、副本部長が定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、リニア交通局リニア推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月21日から施行する。
- 2 山梨県リニア建設推進本部設置要綱(平成21年4月28日設置)は、廃止する。

別表1 (本部会議)

本 部 長	知 事
本 部 長 代 理	副 知 事
副 本 部 長	リニア交通局長
本 部 員	知事政策補佐官 知事秘書監 知事政策局長 スポーツ振興局長 県民生活部長 総務部長 防災局長 福祉保健部長 子育て支援局長 森林環境部長 産業労働部長 観光文化部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者 林務長 公営企業管理者 教育長 警察本部長

別表2 (幹事会)

議 長	リニア交通局次長	
幹 事	知事政策局	知事政策局次長 政策参事 戦略広報監 参与
	リニア交通局	リニア推進課長 交通政策課長
	総務部	財政課長 情報政策課長
	防災局	防災危機管理課長
	福祉保健部	健康増進課長
	森林環境部	環境・エネルギー課長 みどり自然課長
	産業労働部	成長産業推進課長 産業振興課長
	農政部	農業技術課長 食糧花き水産課
	県土整備部	道路整備課長 高速道路推進課長 都市計画課長
	企業局	電気課長